

財政的支援(補助制度)の課題及び財政面以外の支援等について

1 財政的支援(補助制度)の課題

説明会等における市民団体等からの要望	対応(事務局素案)	
資機材の複数年度の補助 (6/13 選考会からの要望)		対応済(7/1に要綱を一部改正) 補助累計額が50万円を超えない範囲まで資機材の補助を複数年度に亘り申請できることを認めた。
普及啓発教育事業及び調査研究事業について補助率を1/2から10/10へ拡充。 (7/14 補助団体向けの説明会で「NPO 丹沢森の仲間たち」からの要望)		【これらの事業にかかる効果の捕捉は難しく、参加費の徴収や共同研究などにより事業費の補填が行われていることが多い。しかし、先駆的な「普及啓発・教育活動」や「調査研究活動」については、行政としても支援を行うべきであり、この事業においても自己負担を求め補助額を絞った形で支援することが望ましいと考える。】(最終報告より抜粋) 即座に対応せず、今年度運用で補助率10/10の必要性について確認し、次年度以降に検討することとしたい。
補助金の原則、精算払いから概算払いへの変更 (7/14,17 補助団体向けの説明会で各団体からの要望)		現状は精算払を原則とし、団体からの概算払請求に基づき、内容を確認した上で概算払を行っている。 団体から左記のとおり要望が出ているが、補助金の支払いについては慎重に執り行うべきであり、即座の対応には懸念がある。今年度、補助制度を運用する中でその必要性等を伺い、次年度以降に検討することとしたい。
事務手続きの簡略化 (7/14 補助団体向けの説明会で「NPO しのくぼ」からの要望)		県からの補助を受けるにあたり、現時点で必要と考えられる書類の整備・提出を依頼している。但し、今後、運用の中で省略(追加)すべき書類があった場合には団体の負担軽減のためにも対応を考えることとしたい。 (なお、今回は公金(超過課税)の適正執行のための必要最小限の資料作成である旨を説明し、各団体からは、資料作成の了解を得ている。)

2 財政面以外の支援等について

<p>説明会等における市民団体等からの要望</p>	<p>対応（事務局素案）</p>	
<p>法律（条例）上の許認可やその手続きについて分かりやすい情報提供 （個別 「共和地域振興会」からの相談）</p>		<p>各団体の問い合わせに対して県の各機関及び市町村と連携を図り、適切に回答・対応を行っていく。 （例）県(土地水資源対策課)が窓口となって、その許認可事務の所管課等を紹介する。</p>
<p>森林の整備方針（適切な整備方法（目標林形））等の専門的知識の取得及び相談 （7/14 補助団体向けの説明会で「NPO 自遊クラブ、樹里クラブ」からの要望）</p>		<p>県と神奈川県森林連合会・森林づくり公社等と連携を図り、県森連や公社等が実施している事業の情報を提供していく。 （例）交付団体に対しては、神奈川県森林連合会や森づくり公社が実施する講師紹介事例等を通知するとともに、ホームページにリンクを貼り、一般県民に対しても総合的な情報提供を行う。 また、県の調査研究機関の紹介など、事業ごとに応じた形で市民団体が専門機関との連携を取れる体制を作っていく。 （例）Eco Friend Collegeと環境科学Cとの連携</p>
<p>専門的技術の支援 ・ 団体が実施するチェーンソー取扱講習会等の講師となる専門家の紹介・派遣 （個別 「NPO 自遊クラブ」からの要望）</p>		<p>県と森林づくり公社等と連携を図り、森林づくり公社等が実施している森林インストラクター事業の情報を提供する。 （例）団体に対して、森林インストラクターの紹介・派遣事業をホームページやパンフレット等で紹介する。</p>
<p>専門的技術の支援 ・ 補助団体を対象にチェーンソーの取扱方法などの技術講習会を県として開催 （7/14 補助団体向けの説明会で「酒匂川探水隊」からの要望）</p>		<p>基本的に、上記のように、団体が独自に講習会を開催し、専門家を呼んで講習会を行うことを原則とする。</p>
<p>活動フィールドの確保・供給 （個別 「海老名里山づくり山仕事の会」からの発言）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有林における作業可能地域の紹介を行う。 ・ 各市町村に対し、団体と地権者とを結ぶ仲介事業の制度づくり（秦野市をモデル）を呼びかけていく。

<p>イベントの参加者を募集するための広報支援 (7/14 補助団体向けの説明会で「NPO しのくぼ」からの要望)</p>	<p>インターネットを活用して、毎月の事業日などの情報を掲載する。 また団体の取組や補助事業の結果についても、広く周知するため、ホームページ等で団体そのものや補助事業の内容についても情報提供していく。</p>
<p>団体間のネットワーク構築 (個別 「樹里クラブ」からの発言)</p>	<p>インターネットを活用して、団体の紹介や毎月の事業日、資機材の貸し出し等の情報を掲載する。 また、年間報告会や説明会などを開催し、各団体が直接、接触する機会を設ける。</p>

【参考】

A

各団体等の事業

かながわ森林づくり公社

- ・ 県民参加の森林づくり、森林づくり体験講座
一般県民を対象として参加者を募集し、月に1, 2回程度、下刈や間伐作業等の森林作業体験を実施している。
- ・ 神奈川県森林インストラクターの派遣
2年間にわたり森林インストラクター養成講座を実施して指導者を養成し、森林インストラクターとして県知事が認定を行う。この森林インストラクターを学校や団体からの要請に基づき派遣し、県民参加による森林づくりの促進を図る。

かながわトラストみどり財団

- ・ トラスト会員の自発的な自然体験学習などを支援するために、指定された場所に講師を派遣し、樹木・庭木の手入れ、アウトドア料理やビオトープづくりなどを行う「トラストの出前サービス」を実施。

神奈川県森林組合連合会

- ・ 森林整備に係るコンサルタント
目標林形の指導など専門的知識を活用した森林の総合コンサルタントの実施
- ・ 講習会の実施
造園技術向上のための講習会を実施
(チェーンソー講習会など森林整備作業にも活用できる内容のものもある)

県有林を活用した事業

- 「森林づくり定着型ボランティア団体」
- 「成長の森事業」
- 「水源林パートナー制度」

事業概要は4 市民の提案事業・協働事業に対する検討を参照

B

研究機関

- 環境科学センター
- 自然環境保全センター
- 温泉地学研究所

3 個人に対する支援の検討

考え方 市民事業等支援制度は、水源環境保全・再生施策に対する市民参加・市民活動が全体として充実・拡大・活性化することを目的として支援していくものである。そのため、個人については水源環境を保全・再生するための市民団体の取組等についての各種情報を提供することで、個人が参加する機会を提供することとしたい。

その上で、参加した取組の実施団体に入会することにより、若しくは、そこでの経験を活かして新たな団体を結成することなどにより、県全体の市民参加の機運を高めていくこととしたい。

対応策 団体のネットワーク作りと並行し、インターネットを活用しての

- ・団体の紹介
- ・各団体の毎月の事業日
- ・森林づくり公社等の各種一般県民参加事業 等の

情報提供、年間報告会の開催などを提供していくこととする。

個人への財政的支援について

水源環境保全・再生市民事業支援補助金については市民参加の広がりを目的とする中でNPO法人だけでなく、5人以上であれば任意の団体、新設の団体であっても補助を受けることができるとしている。(今回の補助団体のうちNPO法人は9団体のみ)

にもかかわらず、団体を形成することなく、1個人で行う活動について財政的に支援することで、個人支援というリスクを負うだけの効果が市民参加の拡大という点であるとは考えにくい。そのため、個人への支援については、上記**対応策**のとおりとし、財政的な支援は行わないこととしたい。

4 市民の提案事業・協働事業に対する検討

協働・連携については、今回の市民事業支援補助金を含めて様々な取り組みを行っている。

《現在の協働事業例》

「かながわボランティア活動推進基金 2 1 協働事業負担金」

地域社会にとって必要な公益的な事業で、ボランティア団体等と県が対等な立場でパートナーシップを組んで行えば相乗効果が期待できると考えられる事業を募集し、ボランティア団体等と県が、事業実施にあたっての基本的なスタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結した上で、協働して事業を実施する。

平成20年度に「NPO法人緑のダム北相模」が森林と都市生活をつなぐ水源環境の保全・再生として森林整備や親子体験学校、流域材の促進事業を県と協働で実施。

「水源林パートナー制度」

覚書を締結し、法人・団体から5年間以上継続した定額の寄附（1口30万円/年を2口以上）と森林活動により水源の森林づくりに参加協力をいただく。

「森林づくり定着型ボランティア団体」

県の所有する「やどりき水源林」（足柄上郡松田町寄）、「魚止めの森」（相模原市津久井町鳥屋）の一部を10年間、活動フィールドとして県から無償で提供を受け、活動を行う。（県からはフィールドの提供の他、経費の一部助成や道具の貸し出し等を行う）

「成長の森事業」

赤ちゃんが生まれた家庭等を参加者とし、赤ちゃんの誕生を記念し、その健やかな成長と苗木の成長を重ね合わせ、いつまでも愛着を持って親しんでもらう「成長の森」をつくり、森林の様々な恵みを次の世代へ引き継いでいくことを目的とする。子や孫の誕生した家庭からの広葉樹の苗木の寄付を受け、スギ・ヒノキの人工林を伐採した跡地などに植栽する。

「水源環境保全・再生実行5か年計画」

「11水環境モニタリング調査の実施」

・相模川水系県民生物調査員

水源環境保全・再生施策における河川モニタリングの一環として、「生きものの目」から適切にモニタリングを行うために、県民との協働により相模川水系の生物（底生動物、魚類、植物など）の現地調査を実施する。

「2丹沢大山の保全再生対策」

・樹幹保護・登山道整備等の協働事業を、県民参加による協働事業で実施(H20～)

特定の場所・課題に対して、水源環境の保全・再生のために「市民団体」と「行政」が力を合わせ実施することにより、それぞれ単独では行うことができない事業、又は相乗効果によってより高い効果を目指すことのできる事業については今後、その需要や必要性も含めて検討していく。